

2007年3月2日

日本銀行

日本銀行当座預金・現金供給サービスの見直しについて

(要旨)

日本銀行では、金融機関の現金事務を巡る最近の環境変化を踏まえ、当座預金取引先金融機関に対するサービス、とりわけ現金供給サービスについて、以下のような見直しを検討しております。

1. 取引拠点の柔軟化

現在日本銀行は、取引先金融機関が日本銀行本支店に当座預金口座を開設するに当たっては、その本支店がそれぞれ管轄する業務区域内に、当該取引先金融機関の「本店または支店」が存在することを求めています。

今後はこうした取扱いを見直し、口座開設に当たっては、「本店または支店」に限らず、「一定の条件を満たした取引拠点」が存在すれば足りるとする方向で検討します。これにより、取引先金融機関の「事務所」等や一部別法人の店舗も、当該金融機関の取引拠点として、現金供給を中心とする一定範囲の当座預金サービスを利用することが可能となります。

2. 現金授受事務の担い手の拡大

現在日本銀行は、取引先金融機関が日本銀行本支店との間で現金を授受する場合、当該金融機関自身の職員がその事務を行うか、仮に外部委託する場合でも「当該金融機関の100%事務子会社」に限る扱いとしています。

今後はこうした取扱いを見直し、外部委託可能先を、「一定の条件を満たした警備輸送会社等」にまで拡大する方向で検討します。

3. 新たな現金受払請求手段の導入

日本銀行では、日本銀行との現金授受の際に「日銀小切手」を利用することに伴う非効率等を解消するため、オンラインを前提とした新たな現金受払請求手段(当座預金の引落等を指図する手段)を導入することに関し、検討を開始することとしました。

上記1. および2. の施策のうち早いものについては、本年中の実現を目指す予定です。また、上記3. の施策については、今後、その実現の是非・可否を含めて検討を進めていきます。

日本銀行では、本件について、4月2日までに、関係する皆様のご意見を頂戴したいと考えております。

日本銀行当座預金・現金供給サービスの見直しについて

(はじめに)

日本銀行は、「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」¹に基づいて審査・選定された金融機関等（以下、単に「取引先金融機関」と言います。）との間で当座預金取引を行っています。日本銀行は、こうした取引先金融機関に対し、日本銀行の本支店に開設された当座預金口座を通じて、現金の払戻し・入金、他の取引先金融機関との間の資金の振替、手形交換戻の決済などの「当座預金サービス」を提供しています。本ページでは、このうちの現金の払戻し・入金を「現金供給サービス」と呼んでいます。

日本銀行が提供するこうしたサービスは、個々の取引先金融機関の業務の利便に資するとともに、「金融機関間の資金決済の円滑確保」や「銀行券の円滑な供給」といった、日本銀行の政策目的を実現させる手段としても重要な役割を担っています。このため、日本銀行では、民間金融機関のニーズと日本銀行が達成すべき政策目的の両方を踏まえながら、当座預金サービスを適切に提供していくことが必要と考えています。

日本銀行では、2006年度の業務運営方針において、「金融機関の店舗戦略の多様化等に対応し、日銀当座預金・現金供給サービスの見直しに向けた検討を推進する」という施策を掲げました。また、これに基づき、昨年7月に「当座預金・現金供給サービスの見直しに関するタスクフォース」を立ち上げ、関連する論点について組織横断的に検討を進めてきたところです。

こうした検討を経て、日本銀行では、このたび、当座預金・現金供給サービスの見直し案をまとめました。そのポイントは、日本銀行本支店による本サービスの提供先を、取引先金融機関の「本店または支店」に限らずより広く認めるとともに、日本銀行との間の現金授受事務を外部委託できる先を民間の警備輸送会社等にまで拡大するなど、いくつかのより柔軟な措置を講じることにあります。

¹ 日本銀行のホームページ (<http://www.boj.or.jp>) に掲載。

本ペーパーは、こうした見直し案の概要を説明し、関係者の皆様の建設的なご意見を伺うことを目的に作成したものです。以下、先ず1. では、市中における現金の取扱い等に関する最近の環境変化について簡単に紹介します。次に2. から4. において、こうした環境変化を踏まえた日本銀行の既存サービスの見直しの必要性と具体的な見直し案、およびその実施に向けた今後のスケジュール案について説明します。最後の5. では、本ペーパーに対するご意見の募集要領やその取扱いについてまとめています。

1. 最近の環境変化

近年、金融機関の現金事務を巡る環境は大きく変化しています。金融機関は、営業店において顧客と現金を授受する以外にも、様々な形で現金を取扱っています。例えば、自己の営業店網への現金配送・回収、取引先企業や小売店の売上金回収・釣銭の提供、店舗外ATMへの現金装填・回収などです。その過程では、現金の輸送、精査（枚数、偽造等のチェック）、保管にかかる事務が生じます。金融機関では、こうした現金事務（輸送、精査、保管）に関するコストを節減する観点から様々な工夫を重ねていますが、以下では、最近みられるいくつかの特徴的な動きを紹介します。

(1) 現金事務の営業店からの切り離し

これまで、金融機関における各種の現金事務は、「支店」を中心とする各地の営業店において、その職員が自ら行うことが一般的でした。

しかしながら、近年多くの金融機関では、事務効率化・リストラを進める観点から店舗戦略の見直しを行っており、「支店」の数はここ数年一貫して減少傾向を辿っています。一方、これに代わる形で、人員・業務面でより軽量化された「出張所」や、スーパー・コンビニ等に設置された無人型の「店舗外ATM」が、現金の最終需要者（国民）に対する現金の供給経路として大きな役割を果たすようになってきています。²

「支店」そのものについてもスリム化の動きがみられます。例えば、ここ数年、①職員数の減少とともに、支店における現金取扱いに関する権限者が

² ①2006年3月末における全国銀行ベースの国内本支店数は12,082（5年前比 ▲1,616）。②主なコンビニエンスストア等における2006年のATM設置台数は22,915（同 +17,209。一部のスーパー等を除き、殆どのケースでは、店舗1か店に1台のATMを設置している）。なお、①は全国銀行協会のホームページに掲載、②はコンビニエンスストア及びATM運営会社のホームページ等に基づき日本銀行にて作成。

減少しているほか、②各支店の経営資源を各種金融商品の販売や資産運用等の顧客相談業務に重点配分するといった動きがみられます。このため、多くの金融機関では、小規模支店を中心に、支店業務に占める現金事務のウェイトは以前より低下しているとしています。

こうした一方で、金融機関では、各種の現金事務を、支店とは別に設置した事務センター等で集中的に処理する傾向を強めています。このような事務センター等は、金融機関の事務子会社が運営し、地理的には、必ずしも市街地ではなく、幹線道路沿いなど地域全体をカバーする交通至便地に立地するケースが少なくありません。以上の傾向は、程度の差はあれ、大手金融機関だけでなく、地域金融機関においても共通にみられます。

協同組織金融機関の中央機関でも、このところ、地方の支店を統廃合する動きがみられます。このため、各中央機関では、自らの現金需要を満たすだけでなく、支店廃止地域・無店舗地域においても、引続き、傘下の系統金融機関に対して安定的・効率的に現金を供給していくことが重要な課題となっています。

(2) 現金事務の警備輸送会社への委託

さらに最近では、現金事務を営業店から切り離すだけでなく、金融機関以外の第三者、とくに民間の警備輸送会社に委託する動きが拡大しています。

この背景には、①上述した金融機関自身の事務効率化要請に加え、②一段と多様化する顧客ニーズ（例えば、店舗外ATMにおける24時間・365日対応の必要性）、③防犯警備意識の高まり等があるようです。また、警備輸送会社の側で、現金事務の処理能力を引き上げる先が増えてきた点も見逃すことはできません。

とくに、現金の「輸送」に関しては、幅広い業態において、専門家である警備輸送会社への事務委託が一般化しています。委託の形態としては、ひとつの金融機関がひとつの警備輸送会社に委託するといったシンプルなものに止まらず、複数の金融機関が共同して、ひとつの警備輸送会社にそれぞれの支店への現金配送を委託すること（いわゆる「共同便」）も少なくありません。

また、警備輸送会社の事務処理能力向上を背景として、大手金融機関を中心に、現金の精査事務を警備輸送業者に委ね、自ら再精査を行うことを省略する動きも始まっています。こうした事例はこれまで硬貨についてみられましたが、最近では、紙幣にまで及んできていることが特徴的です。

以上のようなケースにおいて、金融機関では、その事務子会社の業務を警備輸送会社の管理・監督に特化するなどして、実務を担う警備輸送会社との役割分担を図っています。

警備輸送会社でも、単なる事務の受託に止まらず、金融機関に積極的に働きかけ、一層の業務拡大を図っています。上記の「共同便」については、警備輸送会社が複数の金融機関の仲介役となり実現した例が少なくありません。加えて、警備輸送会社自身が、大規模小売店等を対象とする集配金サービスを開発・展開したり、店舗外ATMに関する精緻な現金需要予測ノウハウを蓄積・販売したりして、現金ビジネスの強化を図る動きもみられます。

2. 日本銀行サービスの見直しの必要性

これまで日本銀行は、取引先金融機関の店舗配置の状況や事務体制の実情に鑑み、日本銀行本支店による当座預金サービスの提供先を、当該本支店の業務区域内³に存在する金融機関の「本店または支店」に限定してきました。また、取引先金融機関が日本銀行本支店との間で現金を授受する場合には、原則として「金融機関本人またはその100%事務子会社」の職員が行うことを求めています。

しかしながら、最近では、上述のとおり、取引先金融機関における営業店舗網の見直し等に伴い、現に地域内に現金ニーズが存在するにもかかわらず、当該地域に当該金融機関の「本店または支店」が存在しないケースが生じています。また、市中の現金輸送事務については、金融機関から警備輸送会社に外部委託する事例が一段と増加しています。

こうした現状を踏まえ、日本銀行では、「現金を円滑に供給する」という自らの役割を引続き十分に果たしていくために、現金供給を始めとする当座預金サービスを、より柔軟に利用できる仕組みを導入することが適切と考えています。これは、金融機関の経営効率化に向けた努力を側面から支援することにもつながると思われます。具体的には、3.(1) および (2) で説明するとおり、「取引拠点の柔軟化」と「現金授受事務の担い手の拡大」のための方策を検討しています。

³ 日本銀行の本支店がそれぞれ地理的に管轄する業務区域は、「日本銀行組織規程」（日本銀行のホームページに掲載）第39条および別紙において定められている。

このほか、現在日本銀行では、現金授受に関するルールとして、取引先金融機関が日本銀行本支店に対して現金の払戻しを求める場合には、「日銀小切手」⁴を振出し、当該本支店の窓口に表示することを求めています。⁵しかしながら、取引先金融機関に対して行ったヒアリング等では、こうした小切手の取扱いについても改善を望む声が少なくありませんでした。

この点についても、「現金事務の営業店からの切り離し」や、「現金事務の警備輸送会社への委託」の動きが関係しています。すなわち、取引先金融機関においては、その本支店に小切手振出権限を残しつつ、具体的な現金事務を、別の場所にある地域の現金集配拠点（事務子会社の事務センター、警備輸送会社の現金センター等）に移すケースが増加しています。こうした事情の下で、金融機関が日本銀行から現金の払戻しを受けようとするれば、現金集配拠点を出発した現金輸送車が、日銀小切手を搬送するために、金融機関の本支店に一旦立ち寄る必要があります（ないし、現金輸送車とは別に、本支店の職員が日銀小切手を持参して日本銀行に出向く）。このため、金融機関によっては、現金輸送車が現金集配拠点と日本銀行の間を直接結ぶ場合に比べて、現行の取扱いが不便になっているケースがあります。⁶

なお、このほかにも、日銀小切手に関する作成・管理負担を軽減したいとする声も少なからず聞かれたところです。

こうした状況を踏まえ、日本銀行では、3. (3) で述べるとおり、日銀小切手等に代わる「新たな現金受払請求手段」のあり方についても今後の検討課題として取り組んでいきたいと考えています。

⁴ 日銀小切手とは、日本銀行を支払人として振出される小切手をいう。日本銀行との当座預金取引の基本契約である「当座勘定規定」（日本銀行のホームページに掲載）第4条では、原則として、「取引先は、当座勘定の払戻を受ける場合には、小切手を使用するものとする。」としている。

⁵ 例外的に、日本銀行発券センター（埼玉県戸田市）においては、日銀小切手を利用しない形での銀行券の受払を行っている。

⁶ 現在、日本銀行本支店の現金供給サービスを利用する取引先金融機関の「本店または支店」のうち、約2割が、日本銀行取引にかかる現金集配拠点を、当該「本店または支店」とは別の場所に設置している。

[金融機関における環境変化と日本銀行のサービス]

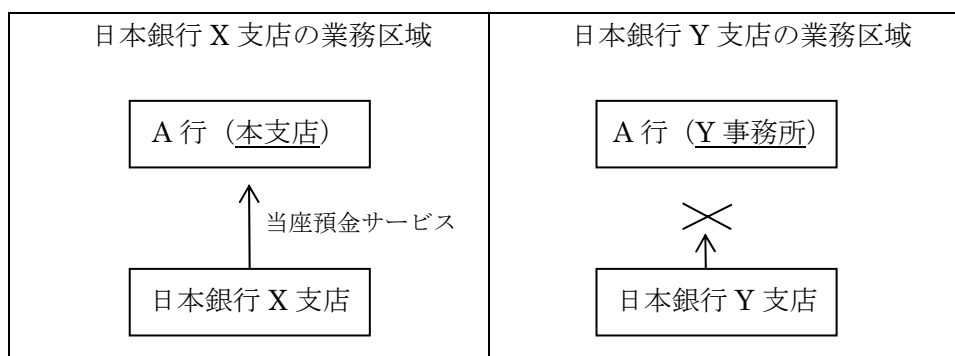
環境変化	現行の取扱い	見直し案
金融機関において支店網を見直す動き。 支店以外の店舗・施設(現金センター等)が地域の現金集配拠点となっている。	日本銀行本支店による当座預金サービスの提供先を、当該本支店の業務区域内に存在する取引先金融機関の「本店または支店」に限定。	3.(1) 取引拠点の柔軟化
市中における現金輸送の多くは、金融機関からの委託を受けた警備輸送会社が単独で行っている。	日本銀行本支店との間で現金授受を行える者を、「取引先金融機関または100%事務子会社」の職員に限定。	3.(2) 現金授受事務の担い手の拡大
日銀小切手の振出部署(本支店)と現金集配拠点(現金センター等)が、地理的に離れているケースが増加。	日本銀行本支店に現金の払戻しを求める場合には、日銀小切手を振出し、当該本支店の窓口に表示する必要。 左のケースの場合、小切手搬送に伴う非効率が発生。	3.(3) 新たな現金受払請求手段の導入(是非・可否を含めて検討)

3. 日本銀行当座預金・現金供給サービスの具体的な見直し案

(1) 取引拠点の柔軟化

上述のとおり、これまで日本銀行は、取引先金融機関に当座預金サービスを提供するに当たっては、当座預金口座を開設する日本銀行本支店(以下「勘定店」と言います。)の業務区域内に、当該取引先金融機関の「本店または支店」が存在することを求め、これを、日銀小切手の振出しを始めとする各種取引の拠点として扱ってきました。

[現行の取扱い]



日本銀行では、こうした取扱いを見直し、「当座預金口座の開設に当たっては、勘定店の業務区域内に『一定の条件を満たした取引拠点』が存在すれば足りる」とする方向で検討しています。

「取引拠点」は、後述する「一定の条件」を満たすことが必要となりますが、取引先金融機関の「本店または支店」である必要はありません。もちろん、これまでどおり、「本店または支店」を取引拠点とすることも認められます。

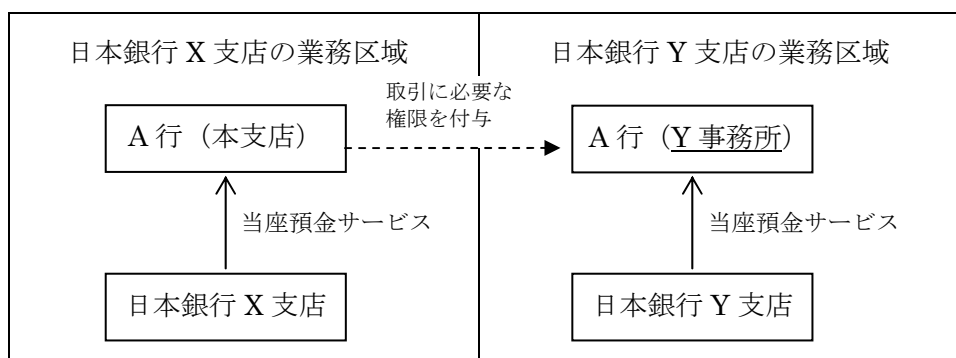
日本銀行では、従来の「本店または支店」のほか、新たに認める取引拠点として、大きく2つの類型を考えています。ひとつは「①取引先金融機関自身の『本店または支店』以外の店舗」であり、もうひとつは「②取引先金融機関の代理人である別法人の店舗」です。

① 取引先金融機関自身の「本店または支店」以外の店舗

制度見直し後は、勘定店の業務区域内に取引先金融機関の「本店または支店」が配置されていない場合でも、それに代わる店舗・施設が存在すれば、これを取引拠点とし、当該勘定店に当座預金口座を開設することを可能とします。

これは、勘定店の業務区域内に取引先金融機関の事務所、出張所、事務センターなど（以下「事務所等」と言います。）が存在し、これが一定の条件を満たせば、その形態・名称に関わらず、当該勘定店に当座預金口座を開設し、現金供給を中心とする当座預金サービスを提供しようとするものです。

[事務所を利用した取引イメージ]



事務所等は、通常、他の「本店または支店」（いわゆる母店）に従属し、他者との取引権限も制限されていることが多いと思われませんが、当座預金口座の開設に当たっては、当該母店を通じて、事務所等に対し、勘定店（上図に

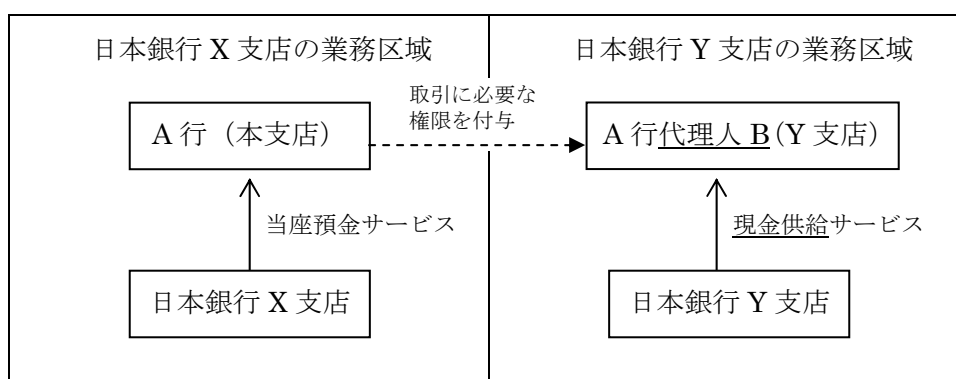
における日本銀行Y支店)との取引に必要な権限を付与して頂くことを想定しています。

なお、このように取引権限が限定されていることや、実際に想定されるニーズが主として現金取引であることに鑑み、当該勘定店は、事務所等に対し、各種当座預金サービスを書面取引の範囲で提供する方向で検討しています。また、事務所等に対しては、勘定店を通じた与信取引などは提供しない予定です。

② 取引先金融機関の代理人である別法人の店舗

制度見直し後は、勘定店の業務区域内に取引先金融機関自身の「本店または支店」が配置されていなくても、代わって、取引先金融機関の代理人の店舗が存在すれば、これを当該取引先金融機関の取引拠点とし、当該勘定店に当座預金口座を開設することを可能とします。

[代理人を利用した取引イメージ]



この場合、取引先金融機関は、まず、別法人を当座預金取引に関する代理人に選任します。そのうえで、「一定の条件」を満たした当該代理人の店舗（以下「代理人店舗」と言います。）を勘定店管下の取引拠点として指定し、勘定店（上図における日本銀行Y支店）との取引に必要な権限を付与して頂くこととなります。

日本銀行との関係では、当座預金取引の相手方はあくまで本人である取引先金融機関であり（このため、勘定店に開設する当座預金口座は、当該取引先金融機関のものとなります。）、法人代理人ないし代理人店舗の職員が行った行為の責任は当該取引先金融機関に帰属することとなります。

代理人店舗が利用できるサービスは、市中のニーズの実態を踏まえ、現金供給サービスに限ることとします。具体的には、代理人店舗の職員が、日銀

小切手等の書面を利用して当座預金の払戻し・入金を行い、現金を授受します。その際、本人金融機関には、代理人店舗の現金需要に応じて、勘定店口座への資金の振替・逆引を行って頂くことになります。

なお、少なくとも制度見直し当初は、市中におけるニーズの実態を勘案し、以下の2つの組み合わせについて、本制度の利用を認めることとします。

本人	代理人
取引先金融機関	取引先金融機関から現金事務を受託する子会社
協同組織金融機関の中央機関	傘下の系統金融機関（非当座預金取引先に限る）

このうち、「取引先金融機関」と「子会社」の組み合わせについては、事務子会社の店舗・事務センター等が、金融機関の店舗から組織的・地理的に離れる形で地域の現金集配拠点となっている事例が少なくないことを踏まえたものです。なお、ここでいう「子会社」とは、取引先金融機関の出資比率50%超の子会社を想定しています。

また、「協同組織金融機関の中央機関」と「傘下の系統金融機関」の組み合わせについては、近年、中央機関の支店の統廃合が進む一方で、信用秩序維持に関する系統本部としての役割が強く期待されていることを踏まえ、こうした中央機関が、支店廃止・無支店地域においても、引続き、傘下の系統金融機関に円滑に現金を供給できる手段を提供しようとするものです。なお、ここでいう中央機関とは、既に日本銀行の当座預金取引の相手方となっている信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫の4者を指します。

③ 取引拠点を指定する場合の条件⁷

取引先金融機関が、取引拠点を指定して日本銀行本支店に当座預金口座を開設する場合に満たすべき「一定の条件」については、現段階では、主として以下のイ.～へ.のようなものを考えています。

⁷ 上記の事項は、当座預金取引の相手方である金融機関等が、日本銀行の特定の本支店の業務区域内に「取引拠点」を指定し、当該本支店に当座預金口座を開設する際の条件となる。金融機関等がこうした口座を開設する前提として、まずは、「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」（脚注1参照）に基づき、当座預金取引の相手方として選定されることが必要となる。

このうち、イ.～ハ. は、全ての種類の取引拠点に共通する条件です。したがって、これらは、上記①の「事務所等」や上記②の「代理人店舗」だけでなく、取引先金融機関の「本店または支店」についても適用していくことを想定しています。

このほか、取引先金融機関が、「代理人店舗」を取引拠点とする場合には、代理人が、取引先金融機関とは別の法人であるにもかかわらず、勘定店との間で、日銀小切手の振出しを始めとする各種事務を実際に行うこと等に鑑み、追加的にニ.～ヘ. の条件を満たして頂くことを考えています。

日本銀行では、最終的にこうした条件の概要を公表し、当座預金口座開設に関するルールの透明化を図る予定です。

(全ての取引拠点に共通する条件)

イ. 同一の取引先金融機関がひとつの勘定店について指定できる取引拠点の数は、原則としてひとつに限ること。例えば、既に「本店または支店」が取引拠点となっている場合には、同一業務区域内において、他の店舗等を追加的に拠点とすることはできません。

ロ. 取引拠点の事務水準・事務処理体制に特段の問題がないこと。本基準については、例えば、以下のような要件を満たすことを想定しています。

(イ) 勘定店との間で実際に行う取引に照らし、取引拠点において、当該事務を適切に行うために必要な設備および人員を確保していること。

(ロ) 勘定店に開設した当座預金残高の管理、各種取引に関する情報の記録等が適切に行われること。

(ハ) 取引拠点の事務に関し、取引先金融機関による適切な指導・監督が行われること。

(ニ) 日本銀行が定める現金受払事務遂行上のルールを遵守すること。

ハ. 取引拠点の具体的な取引等に関して問題が生じた場合に勘定店が速やかに対応できるよう、勘定店との間の適切な連絡体制が整備されていること。

とくに、「事務所等」や「代理人店舗」については、緊急時など必要な場合には、勘定店が、母店や本人金融機関の責任者に対し、直接連絡・指示できる体制が整備されていること。

(「代理人店舗」を取引拠点とする場合の追加的な条件)

ニ. 代理人店舗を取引拠点とすることが必要と認められる事情があること。

具体的には、当面、以下に基づき判断することを想定しています。

- (イ) 勘定店の業務区域内に、本人である取引先金融機関の「本店または支店」が存在しないこと。
- (ロ) 勘定店との間の現金取引が相応に行われると見込まれること。なお、「相応の取引」に関しては、勘定店との間の取引頻度と取引1回当たりの取引数量を総合的に勘案した基準を設けることを想定しています。

ホ. 代理人の業務および経営の内容に特段の問題がないこと。経営の内容については、代理人の関与が現金取引に限定されていること等を踏まえた基準を定めることを想定しています。

ヘ. 日本銀行との間で以下の事項を約すこと。

- (イ) 取引先金融機関および代理人は、日本銀行の求めに応じ、代理人の業務および経営の内容ならびに事務処理の状況等に関する情報を提供すること。
- (ロ) 代理人の事務等に問題がある場合、取引先金融機関は、日本銀行の求めに応じ、代理人に対して是正措置を講じること。

なお、日本銀行では、代理人の行為に関する責任は最終的に本人金融機関に帰属すること等を踏まえ、代理人に関する情報は、基本的に本人金融機関から提供して頂くことを考えています。このため、上記(イ)に基づく代理人に対する情報提供の要請は、格別必要と認めるケースに限って実施することを想定しています。

④ 寄託券制度における扱い

日本銀行は、日本銀行の本支店から離れている地域の利便を図るために、こうした地域に所在する銀行（寄託券保管店）に銀行券を寄託し、そこで、近隣の取引先金融機関と銀行券の受渡しを行っています（こうした仕組みを「寄託券制度」といいます）。現在、取引先金融機関が、寄託券保管店において銀行券の受渡しを行おうとする場合には、少なくとも、以下の形式的な要件を満たすことを求めています。⁸

- イ. 取引先金融機関が、寄託券保管店を管下に置く日本銀行本支店に当座預金口座を開設していること。
- ロ. 原則として、取引先金融機関の「本店または支店」（1か所）を、寄託券保管店において銀行券の受渡しを行う店舗（受渡先）として指定すること。

⁸ 取引先金融機関は、寄託券保管店を管下に置く日本銀行勘定店に対して日銀小切手等を呈示したうえ、寄託券保管店において銀行券の受渡しを行う。

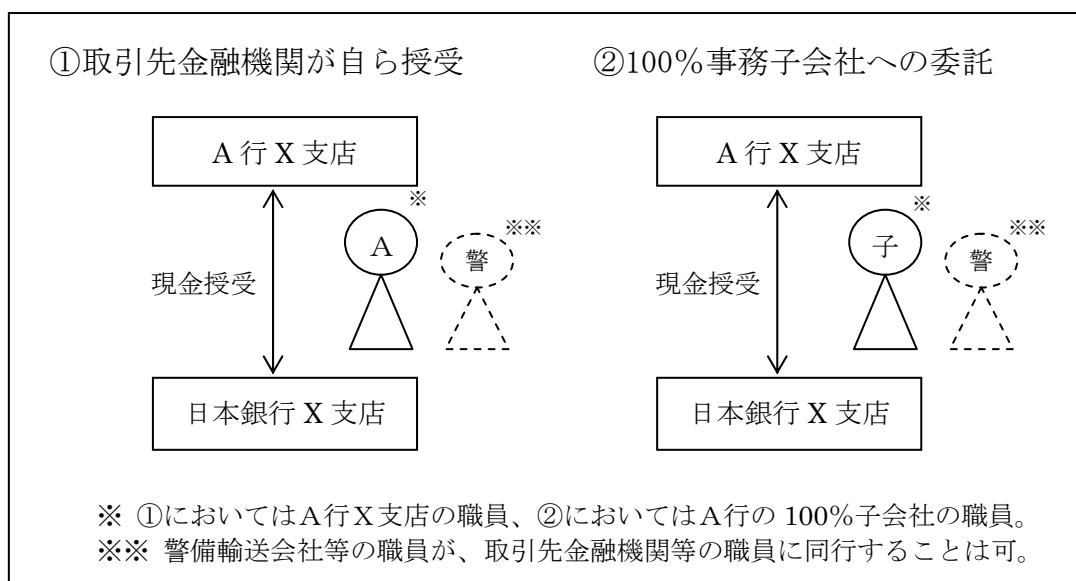
現在日本銀行では、上述した「取引拠点の柔軟化」と同様に、寄託券制度についても、より柔軟に利用できる仕組みを検討しています。

具体的には、上記ロ. の取扱いに関し、取引先金融機関の「本店または支店」のみならず、その事務所等（事務所、出張所、事務センターなど）も、受渡先になり得ることを明確化したいと考えています。また、取引先金融機関が、上記②の新たな制度を利用して、別法人を代理人に指定し、日本銀行本支店に当座預金口座を開設した場合には、当該別法人の店舗も、受渡先として認める方向で検討しています。

(2) 現金授受事務の担い手の拡大

上述のとおり、現在日本銀行は、取引先金融機関が勘定店との間で現金を授受しようとする場合、取引先金融機関自身の職員がその事務を行うか、仮に他者に委託する場合でも、原則として「当該取引先金融機関の100%事務子会社」に限る扱いとしています。

[現行の取扱い]



上記(1)の「取引拠点の柔軟化」により、取引先金融機関は、これまでの「本店または支店」だけでなく、より柔軟に「取引拠点」を指定して、日本銀行の当座預金サービスを利用することが可能となります。現金供給サービスとの関係では、各「取引拠点」が、日銀小切手の振出しや勘定店との現金授受事務を行うこととなりますが、このうち現金授受事務については、これを外部委託できる者の範囲が問題となります。

この点に関し、日本銀行では、現金輸送事務を警備輸送会社に委託する金融機関が一段と増加していることを踏まえ、現在の取扱いを見直し、「取引先金融機関が、その取引拠点と勘定店との間の現金授受事務を委託できる者の範囲を、『一定の条件を満たした警備輸送会社等』にまで拡大する」方向で検討しています。

これにより、例えば、取引先金融機関と資本関係のない警備輸送会社等の職員が、単独で、当該取引先金融機関が振出した日銀小切手を勘定店に搬送・呈示し、現金を持ち帰ることが可能となります（取引拠点の職員が、その都度勘定店に出向くことは不要となります。）。

また、当然のことながら、現金授受事務を他者に委託せず、取引拠点の職員自身が行うことも、これまで通り認められます。

なお、現在でも、取引先金融機関（またはその100%事務子会社）の職員が、勘定店との間で現金授受事務を行うに当たり、警備輸送会社等の職員を同伴することがあります。上記の制度見直し後も、取引拠点の職員等がこうした者を同伴して現金授受事務を行うことは、引続き可能です。

① 制度見直し後の委託先の範囲

現時点では、上記見直し後における外部委託可能先として、警備輸送会社を含め、以下の5つの類型を想定しています。

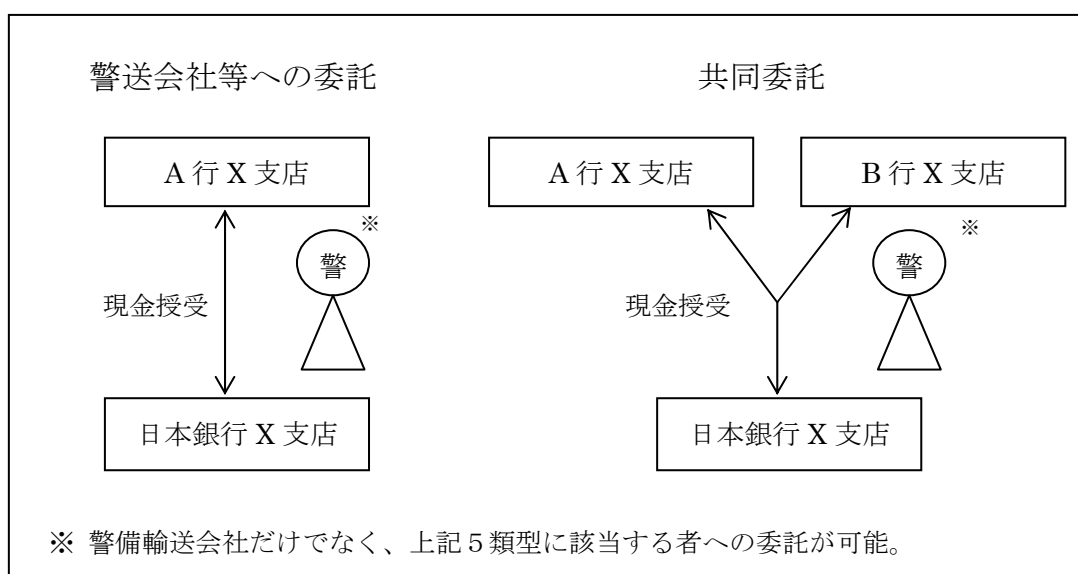
このうち、「現金事務を行う会社」については、現在、原則として「取引先金融機関自身の100%事務子会社」だけが委託先として認められています。今後は、金融機関と事務委託会社の関係が多様化しつつあることを踏まえ、委託可能先の範囲を、「取引先金融機関や持株会社の出資比率50%超の子会社」にまで拡大する方向で検討しています（以下の類型AまたはDに該当）。

[委託先の類型]

- A. 取引先金融機関の子会社または取引先金融機関の持株会社の子会社のうち、現金事務を行う会社
- B. 取引先金融機関が協同組織金融機関の中央機関である場合には、その傘下の系統金融機関
- C. 他の取引先金融機関
- D. 他の取引先金融機関の子会社または他の取引先金融機関の持株会社の子会社のうち、現金事務を行う会社
- E. 警備業法上の所要の認定を受けた警備輸送会社

なお、複数の金融機関が委託元となり、共同で、現金授受事務を同一の者（上記類型のいずれかに該当する者）に委託することも認める方向で検討しています（共同委託）。これは、例えば、同一の警備輸送会社の現金輸送車が、複数の銀行の日銀小切手を勘定店に搬送し、当該複数銀行分の現金を持ち帰るというイメージです。

[新たに可能となる委託の形態]



② 現金授受事務を他者に委託する場合の条件

取引先金融機関が、勘定店との現金授受事務を他者に委託する場合の「一定の条件」とは、現段階では、主として以下のようなものと考えています。

日本銀行では、最終的にこうした条件の概要を公表し、現金授受事務の外部委託に関するルールの透明化を図る予定です。

イ. 委託先の業務および経営の内容に特段の問題がないこと。

本基準のうち「業務の内容」については、例えば、以下のような要件を満たすことを想定しています。

(イ) 取引先金融機関との間で、「日本銀行との間の現金授受事務」に関する業務委託契約が締結されていること。

(ロ) 委託先による具体的な事務の形態等に応じ、貨物自動車運送事業法、警備業法その他の法令に基づく所要の許認可等を受けていること。

また、「経営の内容」については、委託先の役割が取引先金融機関の事務の補助に限定されること等を踏まえた基準を定めることを想定しています。

ロ. 委託先の事務水準・事務処理体制に特段の問題がないこと。本基準につ

いては、例えば、委託元金融機関の委託先に対する指導体制に格別懸念される点がないことに加え、委託先に関し以下のような要件を満たすことを想定しています。

- (イ) 現金の取扱いについて十分な知識・経験を有する職員が、現金授受事務に従事すること（例えば、警備輸送会社の場合には、警備業法上の検定合格警備員が現金授受事務に従事すること）。
- (ロ) 現金授受事務を適切に行うために必要な車両その他の設備・機材を確保していること。
- (ハ) 日本銀行が定める現金受払事務遂行上のルールを遵守すること。
- (ニ) 警備輸送会社を委託先とする場合には、当該会社において、取引先金融機関からの現金配送事務の受託につき、相応の実績があること。

ハ. グループ外の事務子会社や警備輸送会社を委託先とする場合には（上記類型のDおよびE）、現金授受事務の適切な実施を確保するため、委託元金融機関および委託先が、日本銀行との間で以下の事項を約すこと。

- (イ) 委託元金融機関および委託先は、日本銀行の求めに応じ、委託先の業務および経営の内容ならびに事務処理の状況等に関する情報を提供すること。
- (ロ) 委託先の現金授受事務等に問題がある場合、委託元金融機関は、日本銀行の求めに応じ、委託先に対して是正措置を講じること。委託先は、当該是正措置に従うこと。
- (ハ) 現金授受事務に関する重大な規則違反など、委託先との現金授受を継続し難い事由がある場合、委託元金融機関は、日本銀行の求めに応じ、同事務の委託を直ちに終了すること。委託先は、これに従うこと。

委託先は、委託元金融機関を補助し、これに代わって現金授受事務を行う者であることから、日本銀行では、仮に委託先の事務等に問題が生じた場合には、通常、委託元を通じて必要な事務指導等を行うことを考えています。しかしながら、とくに上記類型のDおよびEに該当する場合には、委託元と委託先のビジネス上の関係次第では、必要な情報収集や実効性ある事務指導が円滑に行えない可能性があるため、上記ハ. のような措置が必要と考えています。

このうち (イ)の契約に関し、日本銀行では、委託先にかかる情報は、基本的に委託元金融機関から提供して頂くことを考えています。このため、委託先に対する情報提供の要請は、格別必要と認めるケースに限って実施することを想定しています。

(3) 新たな現金受払請求手段の導入

上述のとおり日銀小切手については、その作成・管理にかかる負担に加え、「紙」という現物の搬送を必要とすることに伴う不便さが指摘されています。

また、取引先金融機関の中には、上記(2)の「現金授受事務の担い手の拡大」に関し、「オンラインによる日本銀行に対する直接の指図が可能となれば、他者に日銀小切手を預ける必要がなくなり、現金授受事務の外部委託がより容易になる」とする向きもあります。このように、新たな現金受払請求手段の導入は、「現金授受事務の担い手の拡大」の所期の目的をより効果的に達成することにもつながる可能性があります。

このため、日本銀行では、日銀小切手等に代わり、オンラインを前提とした新たな現金受払請求手段（当座預金の引落等を指図する手段）を導入することにつき、検討を開始することとしました。

日銀小切手等を利用しない現金の受払は、既に日本銀行発券センター（埼玉県戸田市。以下「戸田分館」と言います。）において実現しています。戸田分館を利用する取引先金融機関は、日銀小切手や当座勘定入金票に代えて、日銀ネット端末からのオンライン入力・送信により、現金の受払請求を行っています。戸田分館以外の日本橋本店や地方の日本銀行支店において新たな方法を導入するとすれば、同分館と類似の仕組みを導入していくことが、今後の検討の出発点になると思われます。

一方で、日本銀行では、こうした新たな仕組みの導入が、金融機関における事務処理の手順や、現金受領者の確認手続等を含む各勘定店の業務体制にどのような影響を与えるか、さらには、金融機関のニーズの強さや日本銀行サイドに生じるコスト負担等について見極める必要があると思っています。このため、本施策に関しては、今後、その是非・可否、および、実現とした場合の制度設計について十分に検討していきたいと考えています。

(4) まとめ

本章では、当座預金サービスにかかる3つの見直し策について具体的に説明してきました。

これにより、取引先金融機関は、日本銀行の現金供給サービスを利用するための拠点や現金授受事務の担い手をより柔軟に選択することが可能となり

ます。また、今後の検討に依存する部分が多いものの、日銀小切手等の取扱い次第では、現金受払にかかる請求と、勘定店との間の現金の物流を切り離すことが可能となり、この結果、金融機関の拠点設置や事務フローの自由度が向上するものと期待されます。例えば、金融機関の本支店と現金集配拠点が地理的に離れていても、日銀小切手の搬送が不要となれば、現金の払戻しに当たり、現金輸送車が、現金集配拠点と日本銀行本支店を直接結ぶこともできるようになります。

日本銀行としては、新たな制度をうまく組み合わせて利用することが、個々の金融機関における現金事務の一層の効率化に役立ち、これがひいては、わが国全体でみた円滑な現金流通の維持に資するものと考えています。

4. 制度見直しまでのスケジュール案

日本銀行では、上記の各施策については、取引先金融機関および日本銀行内部での相応の体制整備等が必要となり得るものもあることから、以下のとおり、相互の整合性に留意しつつ段階的に対応していくことが適当と考えています。

まず、「取引拠点の柔軟化」については、日本銀行内部の事務的な準備が整い次第、本年中の実現を目指す予定です。

本ペーパーに対する皆様のご意見を踏まえて見直し案の詳細を検討した後、なるべく早く、最終的に確定した制度とその利用条件等を公表し、取引先金融機関から新制度の利用希望を受付けたいと考えています。

「現金授受事務の担い手の拡大」については、まずは戸田分館取引分から先行して、上記と同様、本年中の実現を目指したいと考えています。これは、既に現金受払請求のオンライン化が実現し、現金受領者の確認手続や警備面での対策が十分に整備されている戸田分館については、仮に外部委託先が単独で来行するようになったとしても、日本銀行側の事務手順等に関して追加検討すべき事項が相対的に少ないためです。

戸田分館以外の日本橋本店と各地の支店にまで本措置を拡大する時期については、金融機関のニーズや準備状況を勘案しつつ、日本銀行本支店の事務のあり方等も検討したうえで決定し、改めて皆様にお知らせする予定です。

日銀小切手等に代わる「新たな現金受払請求手段の導入」については、現在、その実現の是非・可否を含めて日本銀行内で検討を開始したところです。

また、本件は、各地の勘定店や取引先金融機関における事務処理体制の変更につながる可能性が高いだけに、実現するとしても相応の時日を要すると思われまます。今後、金融機関のニーズの強さや日本銀行サイドに生じるコスト負担等も踏まえて検討を行い、方向感が固まったところで、適宜の方法でお知らせしていく予定です。

5. 本ペーパーに対するご意見の募集要領

以上の各施策は、現金という最も基礎的な決済手段に関わる施策だけに、既存の取引先金融機関のみならず、幅広い業態・業界に関係し得るものです。

また、日本銀行としては、「現金を円滑に供給する」という自らの役割を適切に果たしていくうえでも、関係する皆様と本件の意義等について認識を共有し、ご協力を頂くことが不可欠と考えています。

このため、日本銀行は、以下の要領により、本ペーパーでお示しした各施策に対する皆様のご意見を募集します。

(1) ご意見の提出方法・期限

ご意見は、適宜の形式で2007年4月2日(月)〈必着〉までに、氏名または名称および連絡先を明記のうえ、電子メールまたは郵送で下記宛にお送りください(できるだけ電子メールをご利用ください)。なお、協会等の場で取りまとめたうえで、ご意見を送って頂いても結構です。

送付先：日本銀行決済機構局決済企画担当

【電子メール】 post.payment@boj.or.jp

【郵送】 103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1

※ 件名は「当座預金・現金供給サービスの見直しに関する件」としてください。

(2) 頂いたご意見の取り扱い

頂いたご意見については、日本銀行において検討のうえ、主なご意見とそれに対する当方の考え方を掲載したペーパーを作成し、公表する予定です。

※ その際には氏名または名称を含めて公表させて頂く場合があるほか、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

以 上

本件に関するお問い合わせ先

日本銀行決済機構局 決済企画担当

03-3277-1017、03-3277-1427